

第 2 期市民協働のまちづくり推進計画における アクションプランについて（案）

1 基本

- (1) 第 2 期市民協働のまちづくり推進計画（以下、「推進計画」と言う。）に基づき、推進計画に掲載した各事業について、アクションプランを作成し具体事業に取り組む。
- (2) 各課へ協働事業の該当調査を行い、推進計画に掲げた事業に関連性があるもの、取り組みを進めることで市民協働の推進が図られる事業についても、市民協働の観点から計画を行い、事業実施の参考とする。



推進計画 48 ページ 計画の進行管理より

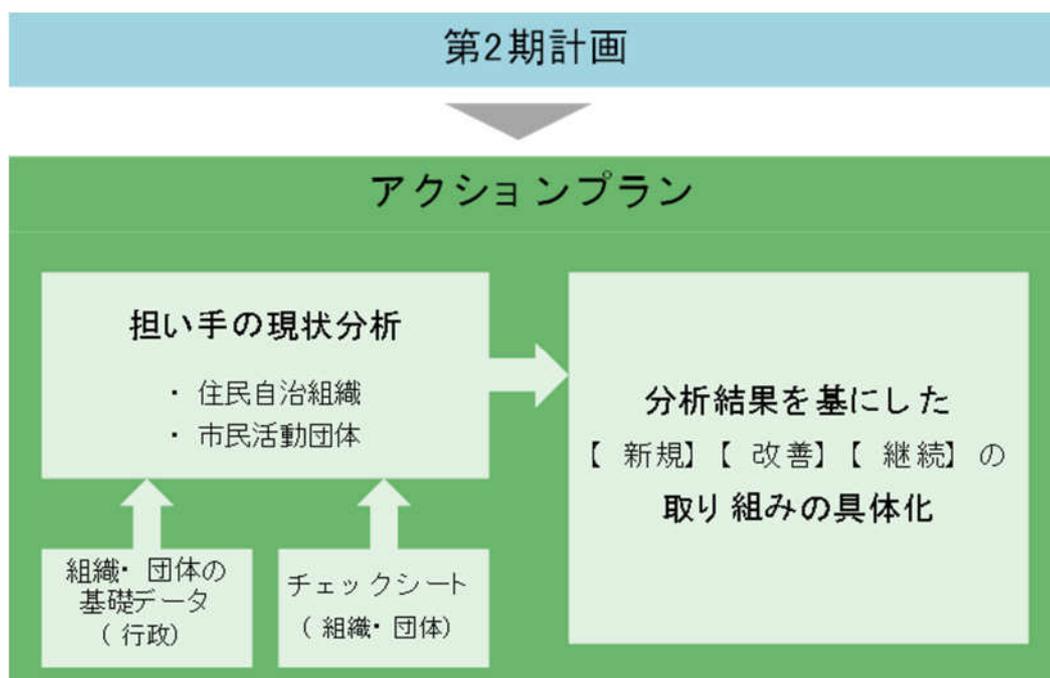
2 協働推進委員会の関わり

- (1) アクションプランの基本は市で作成し、推進委員会での協議を経て事業を実施
- (2) 事業実施後、推進委員会で評価を受け、市でプランの見直しを行う。

3 アクションプランの展開

- (1) 推進計画に掲載している事業のうち、平成 28 年度において予算措置がしてあり、既に事業を進めている市民活動団体育成事業及び提案型協働事業のアクションプランを作成
- (2) 推進計画で掲げた「協働のまちづくり人材育成」について、平成 27 年度に実施した「魅力向上支援の事業」を融合させ、新たに人材育成等の事業について、アクションプランを作成する。
- (3) その他の事業
 - ・推進計画に掲載している事業のうち、上記以外の他事業については平成 29 年度予算編成と平行してアクションプランを作成する。

4 現状分析等



推進計画 48 ページ 計画の展開より

・推進計画中の「6.4 計画の展開」に掲げているアクションプラン作成のための現状分析等については、平成 28 年度分から実施することとし、協働推進委員会において、その手法等を検討する。

5 アクションプランの構成 別紙 2 のとおり